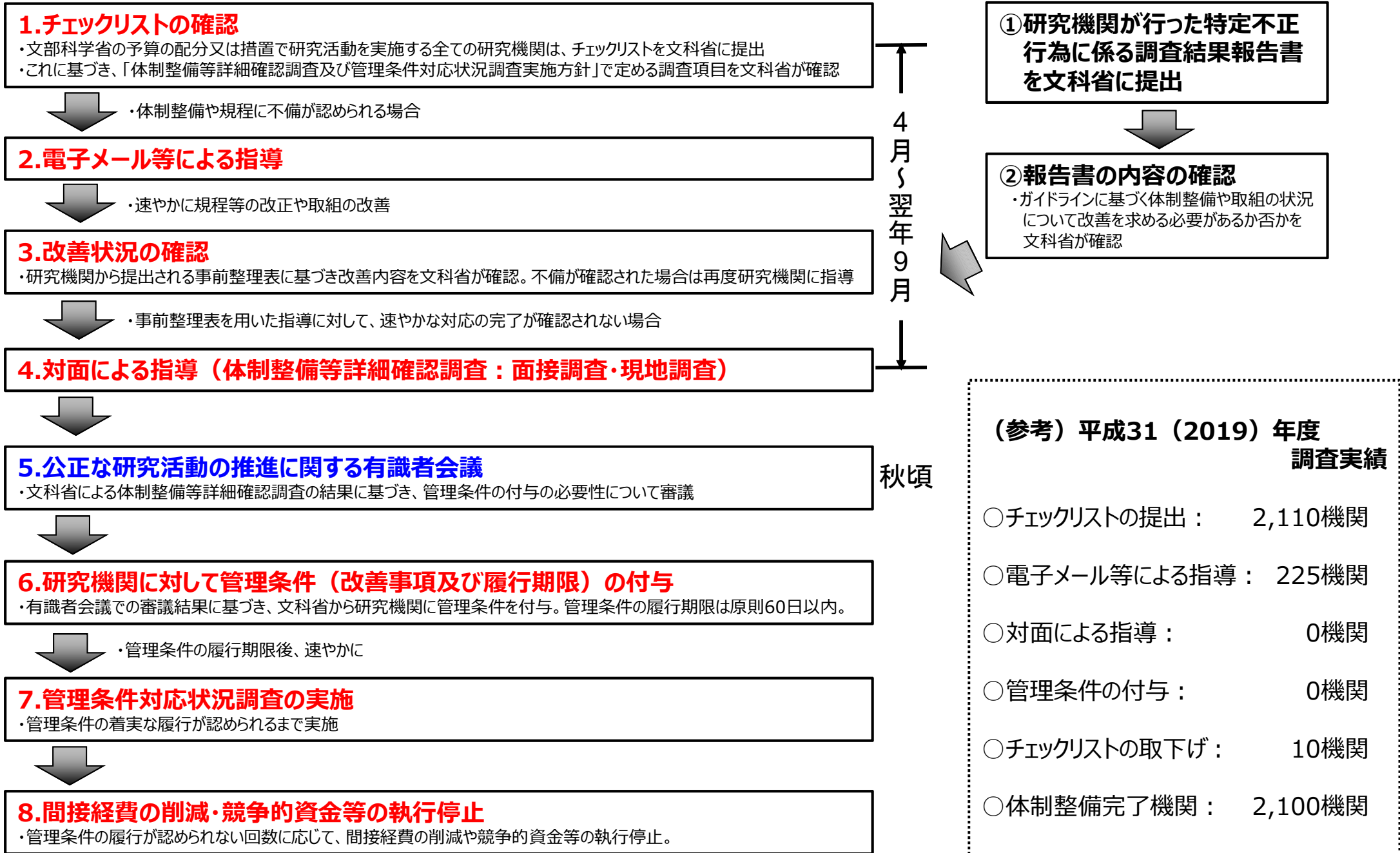


ガイドラインに基づく体制整備等の不備に対する 調査・指導の流れ (ガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト)

ガイドラインに基づく体制整備等の不備に対する調査・指導の流れ（作業・手続き）



基本情報

- (1) 機関種別
- (2) 全職員数（役員と職員の合計数（非常勤を含む））
- (3) 研究者数（e-radの研究者番号を有している者）
- (4) 事務職員数
- (5) 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分された競争的資金等の件数
- (6) 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分された競争的資金等の金額

第1部 研究者等に対する研究倫理教育

- 100 研究者等に対する研究倫理教育を担当する実質的な責任者
- 101 研究倫理教育責任者の設置など、研究倫理教育を実施する体制を整備
- 102 所属する全ての研究者（本務とする者）に対して、研究倫理教育の受講について、規程等で義務付け
- 103 所属する全ての研究者（本務とする者）を対象に、他機関での受講を含め、定期的に研究倫理教育を実施することを規程
- 104 所属する全ての研究者（本務としない者）に対して、研究倫理教育の受講について、規程等で義務付け
- 105 所属する全ての研究者（本務としない者）を対象に、他機関での受講を含め、定期的に研究倫理教育を実施することを規程
- 106 研究活動に関わる全ての研究支援人材に対して、研究倫理教育の受講について、規程等で義務付け
- 107 研究活動に関わる全ての研究支援人材を対象に、他機関での受講を含め、定期的に研究倫理教育を実施することを規程
- 108 研究者（本務とする者）の研究倫理教育の受講率
- 109 研究者（本務とする者）の研究倫理教育の受講機会の提供

第2部 学生に対する研究倫理教育

- 200 学生の在籍の有無。学生に対する研究倫理教育を担当する実質的な責任者
- 201 全ての学生（大学院生を除く）に対する修業年限中の研究倫理教育の実施
- 202 学生（大学院生を除く）に対する研究倫理教育の受講等の義務付け、受講機会の提供の状況
- 203 全ての修士学生に対する修業年限中の研究倫理教育の実施
- 204 修士学生に対する研究倫理教育の受講等の義務付け、受講機会の提供の状況
- 205 全ての博士学生に対する修業年限中の研究倫理教育の実施
- 206 博士学生に対する研究倫理教育の受講等の義務付け、受講機会の提供の状況

第3部 研究データの保存・開示

- 300 研究データの保存・開示を担当する実質的な責任者
- 301 研究データの保存を義務付けることを規程等で定めていること
- 302 研究データの必要に応じた開示を義務付けることを規程等で定めていること
- 303 研究データの保存等について、規程等で定めた内容に基づき、適切に保存等がされていることの確認
- 303-1 303で実施している場合は、その確認方法

第4部 研究活動における不正行為の告発・調査

- 400 研究活動における不正行為の告発・調査を担当する実質的な責任者
- 401 機関の規程等において、研究活動における不正行為として、「ねつ造」、「改ざん」及び「盗用」を規程
- 402 不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や認定方法等に関する規程の整備
- 403 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口の設置
- 404 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口の名称、場所、連絡先、受付方法等を規程
- 405 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口の名称、場所、連絡先、受付方法等を機関内及び機関外に周知（HP等）
- 406 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、例えば理事、副学長など、適切な地位にある者をその責任者として規程
- 407 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、責任者の役割や責任の範囲を規程
- 408 相談、告発及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底することを規程
- 409 告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安を規程
- 410 本調査を行う場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省にその旨報告することを規程
- 411 本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安を規程
- 412 本調査に当たっては、自機関に属さない外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置することを規程
- 413 本調査において、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないことを規程
- 414 本調査の調査委員会の委員について、告発者及び被告発者は調査機関が定める期間内に異議申立てをすることができると規程
- 415 本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間の目安を規程
- 416 調査結果について、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程
- 417 不正行為と認定された被告発者は、調査機関が定める期間内に、調査機関に不服申立てをすることができると規程
- 418 特定不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程
- 419 不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程
- 420 不服申立てに係る再調査の期間の目安を規程
- 421 不服申立てがあった場合、再調査の結果をその事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程
- 422 公表する調査結果の内容（項目等）を規程